

上水道料金を令和8年4月1日から改定します。

町では、子抱浄水場（昭和43年稼働）と川口浄水場（平成6年稼働）の二つの浄水場を稼働し、安定した水道水の供給に努めておりますが、令和2年度に実施した「資産維持から見る町上水道事業の将来予測」によれば、今後人口減少に伴う料金収入の減少に加え施設の老朽化による更新費用の増加等により、約31パーセントの料金改定が必要との結果となっております。このことから上水道事業運営の安定化を図るため、経営状況を勘案しながら段階的な料金改定を行う予定としています。

料金改定は令和4年度から行い、引き続き令和8年度においても料金改定を行います。

令和8年度の料金改定では、基本料金、超過料金の見直しにより、一般用の基本料金を「8立方メートル当り 2,048円」から「8立方メートル当り 2,090円」に、業務・営業用の基本料金を「16立方メートル当り 4,578円」から「16立方メートル当り 4,730円」に改定します。また、基本水量を超過した場合の1立方メートル当りの超過料金を、一般用で「275円」から「286円」に、業務・営業用で「292円」から「297円」に改定し、全体で約3%の料金改定を行います。

令和4年度から実施してきた料金改定は、令和8年度で最終となります。

今後においても、適正料金の検証を行い、経営状況に応じて料金改定を実施しながら、安全で持続した水道事業を実現できるよう健全経営に努めます。

◆水道料金改定表

(消費税込み)

水道料金							
改定前				改定後			
用途	基本料金	超過料金	摘要	用途	基本料金	超過料金	摘要
一般用	2,048円/8m ³	275円/m ³	家庭用、共同栓	一般用	2,090円/8m ³	286円/m ³	家庭用、共同栓
業務・営業用	4,578円/16m ³	292円/m ³	官公庁、会社及び団体、旅館、料理店、飲食店、病院等	業務・営業用	4,730円/16m ³	297円/m ³	官公庁、会社及び団体、旅館、料理店、飲食店、病院等

≪計算例≫

○一般用で1か月の使用水量が10 m³の場合

(消費税込み)

計算項目	基準	料金
基本料金	8m ³ まで	2,090円
超過料金	286円×(10m ³ - 8m ³)	572円
合	計	2,662円